



税務行政の DX 化

代表 長沼隆弘



新年あけましておめでとうございます。

国税庁が一昨年前より「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2023-」として、納税者の利便性の向上、課税・徴税事務の効率化・高度化、事業者のデジタル化促進を目指して「税務行政の DX 化」を推し進めています。これに伴い昨年 5 月から税金の納付書が送付されなくなり、電子申告の際に自動引き落としの指示をする「自動ダイレクト納付」ができるようになりました。健康保険証がマイナンバーカードに変わるのも今年の 12 月とされています。電子化の波に押され何とも生きづらさを感じます。

とはいえ、働き手が少なくなる少子高齢化社会の今は、働き方改革が必要であり、ワークライフバランスを考えねばなりません。事業の効率化の為に電子化は避けて通れない状況です。国も同じように考え「税務行政の DX 化」へと動いています。前向きにとらえ、私共も事務の効率化の部分で、皆様にアドバイスができるよう努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和 7 年税制改正大綱



12 月 20 日に与党より
「税制改正大綱」が公表されました。

所得税（令和 7 年分より）

- ① 基礎控除が最大 58 万円（改正前：48 万円）に引き上げ
- ② 給与所得控除の最低額が 65 万円（改正前：55 万円）に引き上げ
- ③ 配偶者控除・扶養控除の所得要件が 58 万円（改正前：48 万円）に引き上げ
- ④ 特定扶養控除（19 歳以上 23 歳未満）の所得要件の引き上げとともに、控除額を段階的に

※ 月々の源泉徴収税額の改正は令和 8 年からになります
法人税

- ① 防衛特別法人税（仮称）の創設
令和 8 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、
（法人税額 - 500 万円）× 4% の防衛特別法人税が課税されます

その他にも、iDeCo や住宅ローンなどにも改正が予定されています。
(丸山)

そもそも「年収のカベ」って何？



パートタイマーの妻とアルバイトをする子(大学生年代)にとって
「影響が大きい年収の壁」の動向を簡単にまとめました。
(2024 年 12 月 20 日時点)

妻・子の 給与年収	壁の 種類	壁の影響 を受ける人	壁の年収を超えた場合の影響と改正内容	
103 万円 超	所得税 住民税	子の親	影響	特定扶養控除が使えず、子の親の税負担が増える
			改正	子の年収要件を 150 万円に引き上げ、150 万円を超えた後も控除額を段階的に減らす仕組みを導入する見込み（子の年収 188 万円まで控除あり）
106 万円 以上	社会 保険	妻	影響	「一定規模以上の会社で週 20 時間以上」で働いていると、妻がその会社で社会保険に加入することになり、社会保険料負担が発生する
			改正	下記により社会保険加入要件が「労働時間が週 20 時間以上」のみに変わる見込み 【要件 1】 年収 106 万円以上 → 2026 年 10 月頃撤廃 【要件 2】 一定規模以上の会社 → 2027 年 10 月頃撤廃
130 万円 以上	社会 保険	妻・子	影響	夫や子の親が勤める会社の社会保険の被扶養者から外れ、妻・子が国民健康保険と国民年金に加入することになり、これらの保険料負担が発生する
			改正	なし
150 万円超	所得税 住民税	妻の夫	影響	配偶者特別控除の控除額が減り始め、妻の夫の税負担が増える
			改正	「103 万円の壁」の改正に連動して「160 万円超」になる見込み

※「税・社会保険の壁」の他、妻の夫や子の親が勤務先から支給を受ける「配偶者手当・家族手当」がなくなってしまう「手当の壁」もあります

妻・子に限らず、会社に勤めるすべての人に関係する「103 万円の壁(本人に所得税の課税が始まる年収)」は、令和 7 年度与党税制改正大綱において「123 万円に引き上げる」とされていますが、「国民民主党の主張する 178 万円を目指して協議する」旨も記載されています。

この「新しい壁」の最終的な金額は、引き続き自民党・公明党・国民民主党の協議を注視する必要があります。
(鈴木)



定額減税と調整給付金

ご承知のとおり定額減税とは、令和 6 年に限り 1 人あたり 4 万円（所得税 3 万円、住民税 1 万円）を減税する制度です。なお、物価上昇による国民負担の軽減という趣旨から、所得金額が 1,805 万円超の方は対象外とされています。

ところで、この定額減税を満額受けられないと見込まれる方には、すでに市町村から調整給付金が支給されています。この調整給付金を受け取られた方で令和 6 年の税額が令和 5 年よりも増加した場合は、給付を過大に受けていることとなります。しかしこの過大給付分については、返還を求めないとの国の方針です。なお、給付不足となる場合は、追加の給付があります。
(岡治)

自転車も安全運転で



2024 年 11 月から自転車での飲酒運転が厳罰化されました。自転車の運転手に対しても、アルコールの検査を受けることが求められ、基準を超えるアルコールが検出されると、罰金や罰則が科されます。
※自転車の酒気帯び運転をすると「3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金」に処されます。
※自転車の運転者に対して酒類を提供した者や飲酒をすすめた人、運転者が酒気を帯びている自転車に同乗した人も、「2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金」に処されます。
お酒を飲まれる際は、自転車に乗るのは控えましょう…
(中角)

編集 後記

2024 年は能登地震に始まり、いろんなことがありました。私にとっては、同世代である故中山美穂さんのニュースが一番印象に残っています。友人が年賀状じまいを考えて、ChatGPT に相談してみたところ「年賀状を出さなくても、日頃から「感謝の気持ち」を伝えていれば大丈夫…」とのこと。そして「とりあえず今年は年賀状を書く」ことにしたそうです。年賀状はともかく 2025 年も「感謝の気持ち」を大切に、そして健康にも留意して過ごしていきたいと思えます。皆様もお体に気をつけて、よい新年をお迎えください。今回は、業務 1 課がお届けしました。
(山谷)